

あさぎりサニーランド移転新設に伴う基本計画策定及び民間活力導入検討・支援業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

昭和57年に建設されたあさぎりサニーランドは、築42年を経過し、雨漏りが多発するなど施設の老朽化は激しく、専用の休憩室が無いなど職員の働く環境も整っていない。また、現所在地は飛騨川浸水想定区域に指定されており、防災面でも大きな問題があり、平成30年、令和2年・3年の豪雨では、入所者の方々は指定避難所に避難されている。

現在、指定管理施設として運営を担っている法人からも移転新設に対しての提言書が提出されており、これを受け令和5年度に「あさぎりサニーランド移転基本構想」を策定し下呂市森上ヶ平地区を建設予定地として決定した。

新施設は今後の介護ニーズに適切に対応することが求められるとともに、下呂市の介護サービス等の基幹施設として引き続き大きな役割を担っていける施設とする必要がある。

本業務では、これらの課題等を踏まえ、移転新築をするにあたっての基本計画の策定及び整備手法や民間活力導入について検討・支援を行うものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 あさぎりサニーランド移転新設に伴う基本計画策定及び民間活力導入検討・支援
- (2) 業務内容 特記仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格等

本プロポーザルへの参加にあたっては、次に掲げる条件をいずれも満たしていること。

ア この公告日において、下呂市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

ただし、名簿に登載されていない者であっても、次に掲げる書類を提出することで、本プロポーザルに参加することが出来る。

- ① 法人等の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ② 法人等の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ③ 市区町村民税に滞納がないことの証明書

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。（同法附則第3条第1項の規定により なお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）

オ 下呂市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月29日告示第48号）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当する者でないこと。

カ 国税、地方税等を滞納していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

ク 本業務に従事する監理技術者は、以下のいずれかの資格を有し、かつ過去10年以内に国または地方公共団体が発注した公共施設の整備に係る基本計画策定業務または導入可能性調査業務において、管理技術者としての実績を有する者であること。

- 一級建築士
- 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- 認定PPP専門家

ケ 本業務の一部（民間活力導入調査等）を専門業者に再委託して実施する場合は、企画提案書においてその旨と協力会社の名称・実績を明記すること。

4 スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりです。

公募開始	令和8年4月10日（金）
質問受付期限	令和8年4月17日（金）17時 ※様式1「質問書」に記入のうえメール等にて提出すること。
質問回答期日	令和8年4月22日（水）に下呂市ホームページにて公表
参加申込書 提出期限	令和8年4月28日（火）17時 ※様式2「参加申込書」に記入のうえ提出すること。
企画提案書 提出期限	令和8年5月14日（木）17時
審査（プレゼンテーションによる審査）	令和8年5月21日（木）
審査結果通知	令和8年5月26日（火）

※ 都合により変更することがあります。

5 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 会社概要書（任意様式）

会社の事業概要等について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可）

- ③ 業務実績調書（様式4）
- ④ 管理技術者等の経歴（様式5）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、主な資格、経歴、業務分担内容等について記載すること。

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 下呂市福祉部高齢福祉課
- (4) 提出期限 令和8年4月28日(火) 17時 必着
- (5) 提出方法 持参又は郵送。

6 企画提案

(1) 提案方法 下記の提出書類を用意して、提出期限までに福祉部高齢福祉課に持参又は郵送にて提出すること。提出期限を過ぎて持参、到着したのものについては受付しない。

(2) 提出書類

① 企画提案書の提出について(様式3)

② 企画提案書(任意様式)

に際しての基本的な考え方、業務工程など、仕様書に掲げる業務内容を遂行するために必要となる企画のポイント等を、別紙の「審査表」の審査項目・評価内容を参酌し分かりやすく記載すること。

※ 形式はA4版の長辺とじ(左2箇所ホチキス止)。

※ 文字は10.5ポイント以上。

※ 表紙・目次を除き、20ページ以内。

※ A3版による折込ページの挿入は可とする。

※ 提出書類については、カラー印刷を取り入れる等分かりやすいものとする。

※ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

※ 提出後の書類の追加・変更は認めない。

③ 業務実施体制(任意様式)

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、主な資格、経歴、業務分担内容等について記載すること。

④ 見積書・積算内訳書(任意様式)

⑤ その他参考資料(任意様式)

業務の工程表や個人情報の取扱いなど提案内容を補完する資料を必要に応じて添付すること。

※ 上記①～⑤を1つに綴じて提出すること。

(3) 提出場所 下呂市役所 福祉部 高齢福祉課

(4) 提出期限 令和8年5月14日(木) 17時 必着

(5) 提出方法 郵送可。

(6) 提出部数 7部提出〔正本1部(押印したもの)、副本6部(正本の写し)〕

(7) 提出書類作成時の留意点

企画提案書はそれぞれの所定の様式を用いて、簡潔明瞭に取りまとめること。

(8) 審査（プレゼンテーションの審査）

- ※ 期日 令和8年5月21日（木）
- ※ 場所 具体的な時間及び場所は後日通知
- ※ 出席者 3名以内。プレゼンテーションは本業務の担当予定者等が行うこと。
- ※ 実施時間 提出資料に基づき1社「30分以内」のプレゼンテーションを行い、その後「10分間」の質疑応答を実施する。（プロジェクター・パソコン等を使用する場合のセッティングの時間は含みません）
- ※ 設営 プロジェクター・パソコン等を使用する場合は参加業者が用意すること。
（スクリーンは市で準備します）
- ※ 本市からの出席者 5人の予定。
- ※ 審査結果 令和8年5月26日（火）に参加業者に通知する。

7 業務委託限度額（予算額）

12,958,000円（消費税及び地方消費税を含む）

8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加申し込み後、契約日までの間に委託業務の競争入札参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項で示された提出書類の期限、提出場所及び提出方法ならびに書類作成上の留意事項の条件に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 業務委託費の上限を超える見積額の提案をした場合

9 選定

提案書等について、別途定める審査表により得られた評価得点の最も高い参加事業者と本業務の契約交渉を行う。

評価得点が合計点の6割を満たさない場合は特定の対象としない。

評価点数が最も高いものが2以上あるときは、見積書における見積金額の低いものを上位とする。

なお、参加表明者が1者の場合は、評価点数が合計の6割を超えた場合に、その参加事業者と契約交渉を行う。

なお、この選定はあくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。

10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより特定した受託候補者を相手方とし、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で契約の手続きを行う。特定した受託候補者と契約ができない場合は次点者と契約について協議を行う。

契約行為については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

11 その他

- (1) 特定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 本要項に示した書類のほか、下呂市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 企画提案に係る書類作成及び提出、プロポーザルに要する費用は、参加業者の負担とする。
- (4) 参加業者は、受託候補者特定後、本プロポーザルに係る要項等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、下呂市情報公開条例（平成16年3月1日条例第20号）の規程により、第三者より公開請求があった場合については公開するものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りでない。

12 プロポーザルに関する連絡先

〒509-2517

岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 下呂市役所 福祉部 高齢福祉課

電話 0576-53-0153 FAX 0576-53-0154 e-mail: kourei@city.gero.lg.jp